

(平成25年10月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、記憶は定かでないが、夫が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月に国民年金に任意加入し、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き平成 6 年 7 月までの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は 3 か月と短期間であることから、申立期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 26 日は 150 万円、同年 12 月 26 日は 96 万円、20 年 8 月 31 日及び 21 年 8 月 12 日はそれぞれ 150 万円、同年 12 月 26 日は 146 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 26 日  
② 平成 19 年 12 月 26 日  
③ 平成 20 年 8 月 31 日  
④ 平成 21 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 21 年 12 月 26 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年8月26日は150万円、同年12月26日は96万円、20年8月31日及び21年8月12日はそれぞれ150万円、同年12月26日は146万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 8 月 26 日は 150 万円、同年 12 月 26 日は 48 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 26 日  
② 平成 19 年 12 月 26 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 19 年 8 月 26 日は 150 万円、同年 12 月 26 日は 48

万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和63年4月1日から勤務し、平成元年3月31日に退職したため、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。当時の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された昭和63年分及び平成元年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、同年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を90万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成15年上期の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年（平成15年）上期賞与に係る賞与明細書及びA社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書等により、申立人は、同年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、90万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するB社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成15年7月の賞与明細書は無いが、同年分の源泉徴収票及び給与明細書等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票、同年における12か月分の給与明細書及び2003年(平成15年)下期賞与に係る賞与明細書並びにA社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書並びに同社が加入するB健康保険組合から提出された同社提出の健康保険被保険者賞与支払届から判断すると、申立人は、同年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票等において推認できる保険料控除額及び賞与額から、31万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するC社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所(当時)への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 7 月 6 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該あつせんによらず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 30 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。平成 17 年 6 月の賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立人に係る賞与明細書、A 社が加入する厚生年金基金の加入員記録及び健康保険組合の加入記録により、申立人は、賞与の支払を受けていることが確認できる上、申立人以外の従業員の標準賞与額に係る記録が、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合において確認でき、申立期間当時の届出様式についても複写式又は磁気媒体であったことにより、申立人に係る当該届出だけが行われなかったとは考えにくいことから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）において決定したあつせん案の報告に基づき、平成 22 年 7 月 6 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、当該あつせん後に、年金事務所から提出された A 社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書に申立人の氏名は見当たらない上、年金事務所と厚生年金基金による年金記録の確認作業により、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無い者が 265 人いることが判明したことから、同社は、申立人についても、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めている。

一方、上記賞与明細書及びA社から提出された賞与支給台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年2月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該あつせんによらず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準賞与額は、年金額に反映されず、また、平成17年6月の賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立人に係る賞与明細書、A社が加入する厚生年金基金の加入員記録及び健康保険組合の加入記録により、申立人は、賞与の支払を受けていることが確認できる上、申立人以外の従業員の標準賞与額に係る記録が、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合において確認でき、申立期間当時の届出様式についても複写式又は磁気媒体であったことにより、申立人に係る当該届出だけが行われなかったとは考えにくいことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）において決定したあつせん案の報告に基づき、平成23年2月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、当該あつせん後に、年金事務所から提出されたA社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書に申立人の氏名は見当たらない上、年金事務所と厚生年金基金による年金記録の確認作業により、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無い者が265人いることが判明したことから、同社は、申立人についても、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこ

とを認めている。

一方、上記賞与明細書及びA社から提出された賞与支給台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、17万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年7月12日、資格喪失日が18年1月1日とされ、当該期間のうち、17年12月31日から18年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日から18年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された申立人に係る在職証明書により、申立人は、平成17年12月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認でき

る報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 22 年 12 月 1 日から 23 年 1 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで

A 病院に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、B 厚生年金基金における加入員記録と相違していることを同病院からの連絡で知った。同病院は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額について、当初 24 万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 2 月 22 日付けで 30 万円に訂正されたが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）とされている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成22年12月の標準報酬月額については、A病院から提出された申立人に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の報酬月額に係る届出誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成21年9月から同年12月までの期間について、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、平成22年1月から同年11月までの期間について、オンライン記録によると、同年1月12日から同年11月30日までの期間について育児休業期間であることが確認できるところ、育児休業期間中については、育児休業期間直前の標準報酬月額が継続することとなり、オンライン記録により、申立人の同年1月から同年11月までの標準報酬月額は、21年12月の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

昭和41年4月1日にA団体に入職し、42年9月に同団体の後継事業所であるB事業団（現在は、C事業団）を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業団の回答、従業員が保有する源泉徴収票及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A団体及びB事業団に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA団体からB事業団に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体における昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A団体は、当初、昭和41年10月30日（現在は、昭和41年11月1日）に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。しかし、C事業団は、「A団体の解散時に雇用していた職員の全員をB事業団の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録により、同年10月30日にA団体において被保険者資格を喪失した41人全員が、B事業団が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に同事業団において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A団体は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C事業団の事業主は不明としているが、A団体は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月1日から同年11月1日まで  
② 平成12年1月30日から同年2月1日まで  
③ 平成15年4月20日から同年5月1日まで

A社又はB事務所に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②並びに同事務所に勤務していた期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。平成10年4月1日から15年4月末日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社における取締役はB事務所の事業主であることが確認でき、また、同事務所の同僚及び複数の従業員の回答並びに供述により、同社は同事務所の関連会社であり、同事務所の経理担当であった同社の事業主が同社の経理及び社会保険事務を行っていたことが確認できる。

さらに、当該期間にB事務所において被保険者記録が確認できる複数の従業員は、申立人は当該期間の前後を含め同事務所にC職補助者として勤務していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年12月

の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、オンライン記録により、当該期間にB事務所において被保険者記録が確認できる同僚及び複数の従業員は、申立人は平成10年4月から同事務所にC職補助者として勤務していた旨回答しているところ、雇用保険の記録により、申立人は、同年10月1日からA社に加入していることが確認できる。

しかしながら、上述のとおり、A社はB事務所の関連会社であることが確認できるところ、同社の事業主から厚生年金保険の取扱いについて回答を得ることができず、同事務所の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録によると、B事務所における離職日は平成15年4月20日とされている上、申立人から提出された「雇用保険被保険者離職票ー2」にも、離職日が同年4月20日と記載されている。

また、B事務所は、平成18年8月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の勤務期間について、オンライン記録により、当該期間にB事務所において被保険者記録が確認できる4人に照会し、回答のあった3人のうち、1人は覚えておらず、2人は平成15年4月までであったとしているものの、退職日を記憶している者はいない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日  
② 平成18年7月31日から同年8月1日まで

平成18年7月31日付けでA社を退職したが、同日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた。しかし、同社は、申立期間①の賞与額に係る届出を行っておらず、申立期間②の資格喪失日に係る届出も誤って行っていた。同社は、申立期間①及び②について年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の社会保険業務を受諾する税理士から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確

認できる賞与額から、16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当時の事務手続を誤ったとして当該期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社は、平成25年1月17日付けで、申立人に係る資格喪失日を18年7月31日から同年8月1日に訂正する旨の届出を行ったものの、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、雇用保険の加入記録及び上記税理士から提出された勤務表により、申立人が同年7月31日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、給与は15日締め当月末払いであり、厚生年金保険料は翌月控除としているところ、上記税理士から提出された平成18年の賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間①に係る賞与については、申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間に支給されているものの、平成18年7月は厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない月であることから、当該期間の標準賞与額に係る記録は、年金額の計算の基礎には算入されないこととなる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月1日から13年10月1日までの期間、14年4月1日から15年3月1日までの期間、同年4月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年4月から同年6月までは28万円、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月から11年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月から12年3月までは30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年9月までは30万円、同年10月から13年9月までは28万円、14年4月から15年2月まで及び同年4月から16年10月までは22万円、19年8月は28万円、22年8月から同年11月までは16万円、同年12月及び23年1月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる22年7月から同年9月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月19日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成10年1月19日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年4月から同年10月まで、11年6月、同年11月から12年5月まで、同年7月から13年9月まで、14年4月から15年2月まで、同年4月から16年10月まで、19年8月及び22年8月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、10年4月から同年6月までは28万円、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月は24万円、11年6月及び同年11月から12年3月までは30万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から13年9月までは28万円、14年4月から15年2月まで及び同年4月から16年10月までは22万円、19年8月は28万円、22年8月から同年11月までは16万円、同年12月及び23年1月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成10年11月から11年5月まで、同年7月から同年10月まで及び12年6月の標準報酬月額については、上記給与明細票並びに申立人から提出された11年分及び12年分給与所得の源泉徴収票、12年度市民税・県民税特別徴収税額通知書、賞与明細票並びに金融機関から提出された普通・貯蓄預金補助元帳（以下「確認資料等」という。）において推認できる報酬月額又は保険料控除額から、10年11月から11年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月、同年5月及び同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円、12年6月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票及び確認資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額

に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票及び確認資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 1 月から同年 3 月までについて、申立人は、当該期間の報酬は給与ではなく外注契約としての報酬であると供述している上、申立人から提出された「平成 10 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」及び確認資料等により、当該期間の報酬から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。また、13 年 10 月から 14 年 3 月まで、15 年 3 月、16 年 11 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月から 22 年 7 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 23 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、28 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の改定の基礎となる 22 年 7 月から同年 9 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月1日までの期間、同年4月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間、22年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年10月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年10月から15年2月まで及び同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から16年10月までは30万円、19年8月は47万円、22年6月は41万円、同年10月から23年1月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月10日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働

省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年9月10日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月から15年2月まで、同年4月から16年10月まで、19年8月、22年6月及び同年10月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、14年10月から15年2月まで及び同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から16年10月までは30万円、19年8月は47万円、22年6月は41万円、同年10月から23年1月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年9月から14年9月まで、15年3月、16年11月から19年7月まで、同年9月から22年5月まで及び同年7月から同年9月までについて、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、41万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB店への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、オンライン記録によると、申立人の異動先であるA社B店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年10月1日とされていること及び従業員の供述から判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 9 月 3 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 事業所における資格喪失日は 25 年 10 月 19 日であったと認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 3 日から 29 年 9 月まで

A 事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A 事業所における資格取得日は昭和 24 年 9 月 3 日、標準報酬月額は 3,000 円と記録され、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票においても同日に被保険者資格を取得したことが記録されているところ、当該被保険者台帳には資格喪失日が記録されていない上、裏面には「名簿紛失により整備不能台帳」と記載されており、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿等により、昭和 24 年 9 月 7 日に A 事業所において申立人を含む 6 人分の記号番号が新規に払い出されたことが確認できるが、申立人を除く 5 人に係る上記被保険者台帳及び索引票においても、上記申立人と同様の記録が確認できる。

これらのことから、社会保険事務所における申立人及び A 事業所に係る厚生年金保険の記録管理は、十分に行われていなかったものと認められる。

一方、申立人は、A 事業所の所在地及び同僚一人の姓を記憶しているところ、当該所在地を管轄する社会保険事務所において申立人の記号番号が払い出されている上、上記 5 人の中に申立人が記憶している姓を確認することができ、申立人の妻も、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶している旨供述していることなどから、申立人は、昭

和24年9月3日以降に同事業所に勤務していたものと認められる。

また、上記被保険者台帳には「B社会保険出張所」のゴム印が確認できるところ、C県内の社会保険事務所の変遷資料により、B社会保険出張所（当時）がD社会保険出張所（当時）から分割されたのは昭和25年8月1日であることが確認できる。なお、日本年金機構は、当該被保険者台帳の作成時期等について、当時の資料が見当たらないため、詳細は不明である旨回答している。

さらに、上記5人のうち2人について、同一の氏名及び生年月日の者が、A事業所と類似する名称のE社（商業・法人登記簿謄本による会社成立日は昭和25年10月19日）に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年12月24日に被保険者資格を取得したことが確認できるところ、当該登記簿謄本に記載されている同社の所在地及び業務内容は、申立人が記憶しているA事業所の所在地及び業務内容と一致している上、当該被保険者名簿により連絡先の判明した従業員4人のうち回答のあった2人が、いずれもE社の業務内容は、A事業所の業務内容と同様であったとしていることから、A事業所がE社として法人格を取得し、事業を継続していたと考えられる。

しかしながら、申立人がE社に勤務していたとする事情は見当たらないことから、申立人は、A事業所が法人格を取得する前まで勤務していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年9月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における資格喪失日は25年10月19日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、3,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月22日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年7月から5年3月までの標準報酬月額については、4年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年3月までは13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から8年1月1日まで

A社で営業職として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、同社に勤務していた期間のうち、一部期間の標準報酬月額が実際の給与額(50万円)より低くなっているため、それぞれ記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年7月31日から5年4月22日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。申立人の同社における資格喪失日について、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年7月31日より後の5年4月22日付けで、4年10月の随時改定が取り消された上、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は、当該期間においても法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、上記登記簿謄本により、申立人は、当該期間においてA社の取締役であったことが確認できる。元同僚は、「申立人は営業職であり、社会保険事務には関与していないと思う。」旨供述しており、申立人も同様の供述をしていることから判断すると、申立人は、上記資格喪失処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、A社が厚生年金

保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成5年4月22日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、平成4年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年3月までは13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、平成4年10月から標準報酬月額が低くなっており、実際の給与額は50万円であった旨申し立てしているところ、オンライン記録によると、同年10月の随時改定処理は同年10月2日付けで行われている上、申立人のほかに5人の従業員の標準報酬月額についても、同日付けで随時改定処理が行われていることから、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、上記5人の従業員に厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料について照会したが、当該資料を保有している者はいなかった。

このほか、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成5年4月22日から8年1月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、元事業主から回答を得られない上、雇用保険の加入記録により、当該期間のうち一部期間において勤務が確認できる元従業員二人に厚生年金保険料の控除について照会したところ、一人から回答があったものの、保険料控除についての供述及び資料は得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記従業員は、「平成5年4月頃、親会社の経理の人からだったと思うが、保険料負担が厳しいから国民年金に切り替えるように言われたと思う。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該従業員は、平成4年7月から6年1月までの期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月30日、16年4月30日及び17年4月30日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、15年4月30日は55万3,000円、16年4月30日は59万2,000円、17年4月28日は75万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成16年4月30日  
③ 平成17年4月28日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成21年に社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、C銀行D支店から提出された申立人に係る取引推移一覧表及び元同僚の特別賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払届等において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年4月30日は55万3,000円、16年4月30日は59万2,000円、17年4月28日は75万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB社から同社の関連会社であるA社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿及び健康保険厚生年金保険台帳並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は同年1月31日に設立されている上、上記辞令簿により、同年2月1日に申立人を含む5人が同社に出向を命じられていることが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月22日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年7月から5年3月までの標準報酬月額については、4年7月から同年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年7月31日から6年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年3月末まで勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年7月31日から5年4月22日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。申立人の同社における資格喪失日について、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年7月31日より後の5年4月22日付けで、4年10月の随時改定が取り消された上、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は、当該期間においても法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成5年4月22日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオ

ンライン記録から、平成4年7月から同年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは16万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年4月22日から6年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が同年2月28日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、元事業主から回答を得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に資格喪失処理がなされ、当該期間においてA社に勤務していたとする従業員に厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料について照会したが、当該資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（B事務所）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る失業保険被保険者転出届受理通知書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B事務所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B事務所）における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 40 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 40 年 10 月まで

私の兄は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和 40 年 11 月に転居するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の大部分が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和 50 年 1 月に払い出されたと確認でき、同年同月時点では、第 2 回特例納付により申立期間のうち 40 年 10 月の国民年金保険料を遡って納付することは可能であったものの、申立内容は、申立人が同年 11 月に転居した後に申立人の兄が申立期間の保険料を遡って納付したとするものではない。

また、上記手帳記号番号が記載された年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和 40 年 10 月 30 日」と記載されており、申立期間のうち 38 年 6 月から 40 年 9 月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の兄から聴取することが困難な上、申立人は保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立人は、上記年金手帳とは別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から同年 7 月までの期間、58 年 9 月及び 60 年 2 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から同年 7 月まで  
② 昭和 58 年 9 月  
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 12 月まで

私は、結婚した昭和 63 年 5 月に私と夫の二人で国民年金の加入手続を同時に行い、夫婦の過去の未納分の国民年金保険料を一括で同時に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 63 年 5 月に国民年金の加入手続を夫と同時に言い、夫婦の過去の未納分の国民年金保険料を一括で同時に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の 57 年 5 月 30 日の国民年金被保険者資格取得に係るオンライン記録の処理日から、平成元年 4 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、夫と同時に国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人と夫の手帳記号番号は連番ではなく 1262 番の違いがあることから、申立人夫婦は、国民年金の加入手続を同時に行っていないと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から62年9月まで  
私は、結婚した昭和63年5月に私と妻の二人で国民年金の加入手続を同時に行い、夫婦の過去の未納分の国民年金保険料を一括で同時に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和63年5月に国民年金の加入手続を妻と同時に行い、夫婦の過去の未納分の国民年金保険料を一括で同時に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の48年1月11日の国民年金被保険者資格取得に係るオンライン記録の処理日から、平成2年1月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、妻と同時に国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人と妻の手帳記号番号は連番ではなく1262番の違いがあることから、申立人夫婦は、国民年金の加入手続を同時に行っていないと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 13827 (事案 12137 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 12 月までの期間、58 年 3 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 9 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで  
② 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、前回の申立てでは年金記録の訂正が認められなかったが、その時に「最初に勤めた会社を退職した昭和 55 年 5 月に、その会社から厚生年金保険の手帳と国民年金の手帳 (A) の 2 冊を受け取り、さらに、60 年 11 月に退職した会社から国民年金の手帳 (B) を 1 冊受け取った。その直後に入社した会社では、62 年 1 月に退職する際に、3 冊の年金手帳を 2 冊にまとめたと言われ、厚生年金保険の手帳と国民年金の手帳 (B) を受け取った。」という経緯を説明しておらず、その後、3 冊の年金手帳を 2 冊にまとめた会社に私の国民年金の手帳 (A) の所在を調査するように依頼し回答書を得たが、同回答書の記載内容からは国民年金の手帳 (A) は同社が無くしたと考えられるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の昭和 62 年 8 月に払い出され、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録は 63 年 5 月 25 日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であることなどを理由として、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 23 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金手帳の受取の経緯を説明し、新たな資料として、申立人が昭和 61 年 7 月から同年 12 月まで勤務していた会社からの国民年金手帳の所在調査について

の回答書を提出しているが、これらの説明及び資料は年金記録確認C地方第三者委員会の当初の判断を覆すものとはいえず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 13828 (事案 13095、13466 及び 13705 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年1月まで

私は、これまで3回にわたり「平成21年3月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、4分の1の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により、申立期間の4分の3の保険料を一括納付したはずである。」旨申し立ててきたが、年金記録の訂正は認められなかった。しかし、委員会の判断の理由に納得できないため、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、これまでの申立てに際して、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として申立期間を含む平成21年4月から22年5月までの期間の家計簿を提出しているが、i) 当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す支出記録は見当たらないこと、ii) 申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)及び当委員会の決定に基づき、24年3月28日付け、同年9月26日付け及び25年5月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「委員会の判断の理由」に納得できないとして申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会及び当委員会の上記決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 52 年 10 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、納付期間が将来の長期間にわたることを考えてやめることにし、56 年 1 月に「次の年度からやめる。」との申出を行った。申立期間の保険料を還付された記憶は無く、申立期間を国民年金保険料納付済期間に戻してほしい。それが認められないのであれば、保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 1 月に国民年金の任意加入を「次の年度からやめる。」との申出を行ったとしているが、申立期間当時、任意加入被保険者の資格喪失日は「被保険者からの資格喪失の申出が受理された日の翌日」と定められており、将来の日付をもって資格喪失とすることはできず、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金被保険者資格喪失日は、56 年 1 月 24 日とされており、申立人が所持する年金手帳でも「被保険者でなくなった日」は同年同月同日とされていることから、申立期間は、申立人が当該日前日に任意加入被保険者資格の喪失を申し出たことにより国民年金の未加入期間になったと考えられるため、国民年金保険料納付済期間とすることはできない。

また、申立人は、納付した申立期間の国民年金保険料が還付された記憶は無いので、申立期間が国民年金保険料納付済期間として認められないのであれば保険料を還付してほしいとしているが、昭和 58 年 12 月 20 日作成の「還付・充当、死亡一時金等リスト」には、56 年 4 月 9 日に申立期間の国民年金保険料に係る還付決議が行われたことが記載されており、当該リストに記載されている国民年金手帳記号番号、生年月日、氏名、還付期間、還付金額及び還付理由の記載に誤りは無く、申立期間の保険料に係る還付決議に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から49年1月まで  
② 昭和51年4月から57年5月まで

A社に正社員としてマネジメント業務に従事した申立期間①及びB社に正社員として販売業務に従事した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人を記憶しているとする複数の元従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社を経営していたC社は、当時の申立人の人事記録等の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び勤務形態並びに保険料控除については不明である旨回答しており、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人と同じ喫茶店に勤務したとする上記複数の元従業員を含め、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員については、厚生年金保険の記録と雇用保険の記録はいずれも符合しているところ、申立人については、厚生年金保険及び雇用保険のいずれについても加入記録が確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の申立期間①における健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、管轄法務局から提出された申立事業所の名称と類似するD社の商業・法人登記簿謄本によると、同社の所在地及び元事業主の姓が申立人の記憶と一致していることから、申立人は、時期は特定できないが、D社で勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社及びB社

が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、上記商業・法人登記簿謄本で確認できる元事業主及び元役員が、申立期間②において厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、元事業主は死亡し元役員の所在は確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、前職のB社を退職した翌日に正社員として入社しているため、A社における資格取得年月日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、同社に平成 21 年 9 月 1 日に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されておらず、申立人が被保険者資格を取得した平成 23 年 4 月の保険料から控除が開始されていることが確認できる。

また、当委員会において、C市から提出された平成 22 年度 (21 年分) 及び 23 年度 (22 年分) の申立人に係る課税証明書並びにD区から提出された 24 年度 (23 年分) 市民税・県民税回答書に記載されているそれぞれの社会保険料額について検証したところ、22 年度については、オンライン記録における申立期間前の標準報酬月額を基に算出した 21 年 1 月から同年 8 月までの社会保険料額に、上記賃金台帳で確認できる同年 9 月から同年 12 月までの社会保険料額を加えた額とほぼ一致しており、また、23 年度及び 24 年度については、上記賃金台帳で確認できる各年分それぞれの社会保険料額と一致していることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は無かったものと認められる。

さらに、A社を管轄する年金事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届 (国民健康保険組合被保険者) における申立人の資格取得年月日は、オンライン記録と一致する平成 23 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京（千葉）厚生年金 事案 24667

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から6年8月1日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所検索システム及びオンライン記録によると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、商号変更後のB社の名称で平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、上記元事業主は、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かについて、保険料控除を裏付ける賃金台帳等の資料は無く、不明である旨供述している。

さらに、申立人は健康保険証について、会社に何度か請求しても交付されず、健康保険証を受け取った記憶が無い旨供述しているところ、上記元事業主は、申立期間においては社会保険に加入していなかったため、自分は国民健康保険に加入していた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から23年4月まで

昭和20年\*月の大空襲で家が焼け、住むところも無くなり、住み込みで寮に入れる仕事があるというので、A社（現在は、B社）のCかDという飯場に住み込み、1年半ぐらいEの土木作業を行っていた。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「当社の従業員名簿、年金台帳及び退職者台帳に申立人の名前は確認できないため、当社では厚生年金保険に加入していないと思われる。また、厚生年金保険に加入していない者の給与から、厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある従業員17人に照会したところ、回答があった12人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間にA社のCかDという飯場に住み込み、同社に勤務していたとしているところ、上記回答者の一人は、「申立期間当時にC班という飯場があった。親方が地方などに行って直接雇っていたが、そこで雇われた人たちは、厚生年金保険に加入していないと思う。」と回答しており、別の従業員は、「申立期間当時、社員のほかに現場係というものがあつた。現場係というのは、社員ではなく、労働者を直接使用するいわゆる親方で、現場係が班長となり、直接労働者の募集や採用を行い、宿舍の管理や仕事の割り振りを行っていた。社員は厚生年金保険に加入していたが、直<sup>よう</sup>備夫については、会社はノータッチだった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 24672 (事案 21807 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 8 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、同社は申立期間に適用事業所となっておらず、保険料控除が確認できない等の理由から、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回新たに同僚二人の連絡先を提出するので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社から提出された人事資料及び同僚の供述により、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 29 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる上、同社の複数の元従業員が、同社が適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらないことから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 23 年 11 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、同僚二人の連絡先を新たな情報として提出し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

そこで、上記同僚に連絡したところ、一人は、「申立期間当時の給料は、現金が茶封筒の中に入っていて、明細書は無く、手取額が端数だったことは覚えているが、何が控除されていたかは記憶に無い。」と供述している。また、他の一人は、「申立人とは夜学の同級生で、申立人に誘われて昭和 31 年 4 月頃に A 社に行ったので、申立期間当時

の給料がどのように支払われていたかは知らない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

以上のことから、今回提出のあった新たな情報については、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 26 日から 53 年 9 月 1 日まで

A社が経営するB店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB店に勤務し、健康保険証をもらい、厚生年金保険料も支払っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 53 年 4 月 1 日に資格を取得した記録があるものの、当該資格取得記録を取り消されたことが確認できる。

一方、申立人同様「取得取消」と記録されている9人（昭和 53 年 1 月 1 日資格取得 8 人、同年 4 月 1 日資格取得 1 人）のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、回答のあった3人全員が申立人を記憶しており、そのうちの1人は、自身がB店に勤務していたのは昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月までの間で、申立人は自身の入社少し後に入ってきた旨供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部に同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記被保険者原票により、昭和 53 年 1 月 1 日の資格取得を取り消されていることが確認できる一人は、B店の経営はC社であったこと、また、入社から2年ぐらいはA社で保険料が控除されていたが、違法との指摘があったためそれまでに掛けた保険料をまとめて返してもらったような気がする旨回答している上、ほかの一人は、B店に勤務していた初めの何か月かはA社の社員として厚生年金保険に加入したようだが、2、3か月後にそれは認められないということでそれ以降は加入していないと思う旨回答していることから、同社における厚生年金保険の記録に係る上記資格取得取消処理に不自然さはうかがえない。

また、A社を継承したD社は、当時の記録が無いため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出、保険料納付及び保険料控除について不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社において被保険者記録が確認できる7人に照会したところ、回答があった1人は、B店を経営していたのはC社であるが、同社は昭和50年代後半に廃業しており、社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立期間当時のことは分からない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月7日から31年11月1日まで  
② 昭和32年6月27日から35年10月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②においては、それぞれの会社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡しており、商業登記に係る記録も確認できない。

また、申立人は同僚を覚えておらず、オンライン記録により、当該期間に被保険者記録が確認でき、連絡可能な11人に照会したところ、回答のあった8人全員が申立人を知らない旨回答しており、そのうち6人が人事、社会保険事務の責任者だったとする者は連絡先不明であることから、当該期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

2 申立期間②について、B社は、昭和30年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所ではない上、同社の商業登記に係る記録は見当たらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる事業主二人のうち一人は連絡先不明であり、もう一人は既に死亡しているため、事業主から当該期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚7人は連絡先不明又は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務実態について確認することができないため、B社における被保険者のうち連絡可能な3人に照会したところ、回答のあった2人はいずれも申立人を知らない旨回答していることから、同僚及び従業員からも当該期間当時における申立人の

勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から5年2月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る一部期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が作成した申立人に係る在籍証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出されたA社が作成した申立人の社会保険加入についての経過書には、「申立人が平成2年11月から週5日の勤務となった際に、同事業所による申立人の社会保険の加入手続に不備があり、社会保険の加入が漏れてしまった。その後、社会保険の未加入が判明したため、5年2月1日付けで取得手続を行った。」旨記載されており、同事業所は、それ以前は、厚生年金保険料を控除していないと思う旨回答しているところ、申立人から提出のあった3年5月から5年2月までの給料支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月頃から39年3月頃まで  
② 昭和39年3月頃から42年10月11日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も間違いなく勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社の取締役であった事業主の息子は、申立期間①当時を含め同社が厚生年金保険に加入したことはないとしているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社が申立期間①を含め厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、複数の同僚の氏名を記憶しているものの、いずれも連絡先が不明であり、これらの者からA社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 2 申立人は、申立期間②についてB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和42年10

月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員のうち所在が判明した一人に照会したところ、同社に入社したのは 39 年 3 月であるが、厚生年金保険に加入したのは、同社が適用事業所となった日の 42 年 10 月 11 日であり、その日より前は、国民年金に加入していたとしている。

また、B社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は既に解散しており、事業主は死亡していることから、申立期間②における申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から34年1月1日まで  
② 昭和34年2月1日から36年10月1日まで

A社に勤務した期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったものと思っていたが、私よりも勤務期間が短い同僚に同社での加入記録があることを知り、驚いて平成24年8月に年金事務所で調べてもらったところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月1日の前後各3年以内に被保険者資格を喪失した者で、脱退手当金の受給資格を有する6名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む4名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定が行われている上、当該支給記録のある者の1名は、「退職時に、会社から何らかのお金を受け取った記憶がある。自分では手続きしていないので、脱退手当金は会社が手続きしてくれたのだと思う。」旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和36年12月22日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から24年2月26日まで  
② 昭和24年3月1日から29年9月14日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年9月14日の前後各3年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する10名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む6名に支給記録が確認でき、当該6名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の1名は、会社が脱退手当金の請求手続を行った旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されている上、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年10月18日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月5日から同年10月19日まで  
② 昭和31年10月1日から38年8月1日まで  
③ 昭和38年9月1日から40年11月20日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年3月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号について、申立期間①から③までにおける被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間③の後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために異なる番号となっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月から 5 年 3 月まで  
A社に入社し、派遣先であるB社C工場で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった申立人に係る社会保険台帳の記録から、申立人が平成 4 年 11 月 19 日から 5 年 4 月 2 日までの期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る社員番号、社会保険台帳及び賃金台帳の記録から判断して、申立人は請負契約の従業員であり、厚生年金保険を含む社会保険に加入させておらず、申立期間の厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しているところ、同社から提出のあった申立人に係る平成 5 年分賃金台帳では、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、派遣先であるB社C工場で勤務していた同僚一人の名字しか記憶していないため、オンライン記録から該当する者を特定することができず、当時の状況について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。